

介護保険要介護認定軽度の方に

ベッド購入費用の一部を助成します

平成18年度介護保険制度改正に伴ない、日常的にベッドを必要とする要介護認定が軽度の方が、ベッドを購入したときの費用の一部を区が助成します。

○ 要介護認定軽度の方は要介護1・経過的要介護・要支援1・要支援2の方です。

1.助成対象者（以下の全ての条件を満たす方）

- (1) 平成18年3月31日現在介護保険で特殊寝台のレンタルを利用していた
- (2) 平成18年4月1日から9月30日の間に要介護1・経過的要介護・要支援1・要支援2の認定を受けていた方
- (3) 今後もベッドの利用が必要と認められる(ケアプランに必要性が盛り込まれている)
- (4) 平成18年4月1日以降ベッドを購入している

○ 購入するベッドについては、ベッドの種類や新品また貸与品の買取などの要件はありません。

2.助成金額（次のどちらかになります）

- (1) 一般寝台を購入した場合（江戸川区独自助成）
 - ・ 購入金額の1/2（助成金額は20,000円が上限です）
- (2) 特殊寝台を購入した場合（東京都助成制度）
 - ・ 購入金額(100,000円を限度)の1/2（助成額は所得区状況により次のとおりです）

利用者負担段階	所得段階	本人負担額
第1段階	生活保護受給者及び住民税世帯非課税である 老齢福祉年金受給者	0円
第2段階	住民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金 収入額の合計が800,000円以下	購入費用の1/2と10,000円との いずれか少ない額
第3段階	住民税世帯非課税で第2段階に該当しない者	購入費用の1/2と30,000円との いずれか少ない額

3.購入対象期間 平成18年4月から平成19年3月の間に購入したもの

4.助成金の申請方

- (1) 購入した場合、助成の対象となる方へ直接申請書と案内を送付します。（10月13日頃発送予定）
- (2) 購入後、申請書と領収書をケアプラン作成を依頼している地域包括支援センターまたはケアマネジャーに提出します。

5.助成金の支払い

- (1) 助成金申請書に基づき本人名義の銀行口座に振込みます。
（本人名義の銀行口座がない場合は郵便小為替でのお支払いとなります。）
- (2) 助成金の支払いは申請書の提出から約1ヶ月から1ヶ月半程度後になりますのでご了承ください。

問合せ先：介護保険課給付係 03-5662-0309(直通)